

議案第 47 号

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成 29 年 6 月 2 日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

(提案理由)

情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携の開始に向けて、個人番号の独自利用等について規定を整備するため、本案を提出するものであります。

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

6 市長	小金井市心身障害者福祉手当条例（昭和49年条例第27号）による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第2の8の項特定個人情報の欄第10号中「情報」の次に「（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）」を加え、同表に次のように加える。

9 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳に関する情報であって規則で定めるもの (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (5) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (6) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第
------	---	--

		<p>30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</p>
10 市長	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年東京都規則第12号)による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>
11 市長	<p>小金井市心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 身体障害者福祉法による身体障害者手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 児童育成手当関係情報のうち障害手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第47号資料1

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例		現行条例		備考
別表第1(第4条関係)		別表第1(第4条関係)		
執行機関	事務	執行機関	事務	
省略		省略		個人情報の追 利の困の 人の用規定 定の追加及び規 定の整備
6 市長	小金井市心身障害者福祉手当条例(昭和 49年条例第27号)による心身障害者 福祉手当の支給に関する事務であつて 規則で定めるもの	8 市長	(1) 省略 (9) } (10) 障害者の日常生活 及び社会生活を総合 的に支援するための 法律(平成17年法律 第123号)による自 立支援給付の支給に 関する情報(以下「障 害者自立支援給付関 係情報」という。)で あつて規則で定める	
別表第2(第4条関係)		別表第2(第4条関係)		
執行機関	事務	執行機関	事務	
省略		省略		
8 市長	(1) 省略 (9) } (10) 障害者の日常生活 及び社会生活を総合 的に支援するための 法律(平成17年法律 第123号)による自 立支援給付の支給に 関する情報(以下「障 害者自立支援給付関 係情報」という。)で あつて規則で定める	8 市長	(1) 省略 (9) } (10) 障害者の日常生活 及び社会生活を総合 的に支援するための 法律(平成17年法律 第123号)による自 立支援給付の支給に 関する情報であつて 規則で定めるもの	

9 市長	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> による地域生活支援事業に関する事務であつて規則で定めるもの	(11) } 省略 (14) }	(11) } 省略 (14) }
	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> による身体障害者手帳に関する情報であつて規則で定めるもの (2) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</u> (昭和25年法律第123号) による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であつて規則で定めるもの (3) <u>生活保護関係情報</u> であつて規則で定めるもの (4) <u>地方税関係情報</u> であつて規則で定めるもの (5) <u>住民票関係情報</u> であつて規則で定めるもの (6) <u>中国残留邦人等</u>		

10 市長		<p>円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年東京都規則第12号）による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 後期高齢者医療関</p>

1.1 市長	<p>小金井市中心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(1) 身体障害者福祉法による身体障害者手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 児童育成手当関係情報のうち障害手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
--------	--	---

付 則
この条例は、公布の日から施行する。

議案第47号資料2

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成28年規則第74号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 6 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。
 - (1) 小金井市心身障害者福祉手当条例（昭和49年条例第27号）第4条の規定による心身障害者福祉手当の受給資格の認定の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
 - (2) 小金井市心身障害者福祉手当条例第8条の規定による心身障害者福祉手当の額の改定の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
 - (3) 小金井市心身障害者福祉手当条例施行規則（昭和49年規則第26号）第12条の規定による心身障害者福祉手当の現況の届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務

第4条に次の3項を加える。

- 9 条例別表第2の9の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
 - (1) 小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則（平成18年規則第62号）第14条第1項の規定による日常生活用具費の給付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - イ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

- ウ 当該申請を行う障害者もしくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者もしくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
- エ 当該申請を行う障害者（施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者（20歳未満の者に限る。）を除く。）もしくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者（施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者（20歳未満の者に限る。）に限る。）もしくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者もしくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
- オ 当該申請を行う障害者（施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者（20歳未満の者に限る。）を除く。）もしくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者（施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者（20歳未満の者に限る。）に限る。）もしくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者もしくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
- カ 当該申請を行う障害者もしくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者もしくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項及び第3項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。この号において「平成19年改正法」という。）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。この号において「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（この号において「旧法」という。）第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項（平成19年

改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。)並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始もしくは同条第9項の変更、同法第25条第1項の職権による開始もしくは同条第2項の職権による変更又は同法第26条の停止もしくは廃止に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」という。)

キ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報

- (2) 小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第21条第1項の規定による移動支援費又は日中一時支援費の給付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務 前号に掲げる情報
 - (3) 小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第23条第1項の規定による受給者証の内容の変更申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務 第1号に掲げる情報
 - (4) 小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第31条第1項の規定による訪問入浴サービスの申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務 第1号に掲げる情報
 - (5) 小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第33条の規定による訪問入浴サービスの申請事項の変更の届出の受理、当該届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務 第1号に掲げる情報
 - (6) 小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第37条第1項の規定による自動車運転教習費の助成金の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務 第1号に掲げる情報
 - (7) 小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第41条の規定による自動車改造費の助成金の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務 第1号に掲げる情報
 - (8) 小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第48条第1項の規定による更生訓練費の支給の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務 第1号に掲げる情報
- 10 条例別表第2の10の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める

情報とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年東京都規則第12号。以下「障害者日常生活総合支援都規則」という。）第15条第1項の規定による医療費助成の申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該申請に係る障害者もしくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第29条第1項に規定する支給認定基準世帯員をいう。以下同じ。）に係る生活保護実施関係情報
 - イ 当該申請に係る障害者もしくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報
 - ウ 当該申請に係る障害者もしくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る国民健康保険関係情報
 - エ 当該申請に係る障害者もしくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報
 - オ 当該申請に係る障害者もしくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る後期高齢者医療関係情報
 - カ 当該申請に係る障害者もしくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - (2) 障害者日常生活総合支援都規則第18条の規定による届出の受理、当該届出に係る審査又は当該届出に対する応答に関する事務 前号に掲げる情報
 - (3) 障害者日常生活総合支援都規則第19条第1項の規定による医療受給者証の再交付の申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務 第1号に掲げる情報
- 11 条例別表第2の11の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
- (1) 小金井市心身障害者福祉手当条例第4条の規定による心身障害者福祉手当の受給資格の認定の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該申請に係る申請者の身体障害者福祉法第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付及びその障害の程度並びに東京都愛の手帳交付要綱（昭和42

年3月20日付け42民児精発第58条)第3条第1項、第2項及び第3項に規定する愛の手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

ウ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

エ 当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る児童育成手当関係情報のうち障害手当の支給に関する情報

(2) 小金井市心身障害者福祉手当条例第8条の規定による心身障害者福祉手当の額の改定の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 小金井市心身障害者福祉手当条例施行規則第12条の規定による心身障害者福祉手当の現況の届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務 第1号に掲げる情報

付 則

この規則は、公布の日から施行する。